



# 第5回国と地方のシステムWG 提出資料

(地方交付税をはじめとした  
地方の財政に係る制度の改革)

---

平成29年4月11日  
総務省提出資料

# トップランナー方式による各年度の影響額について

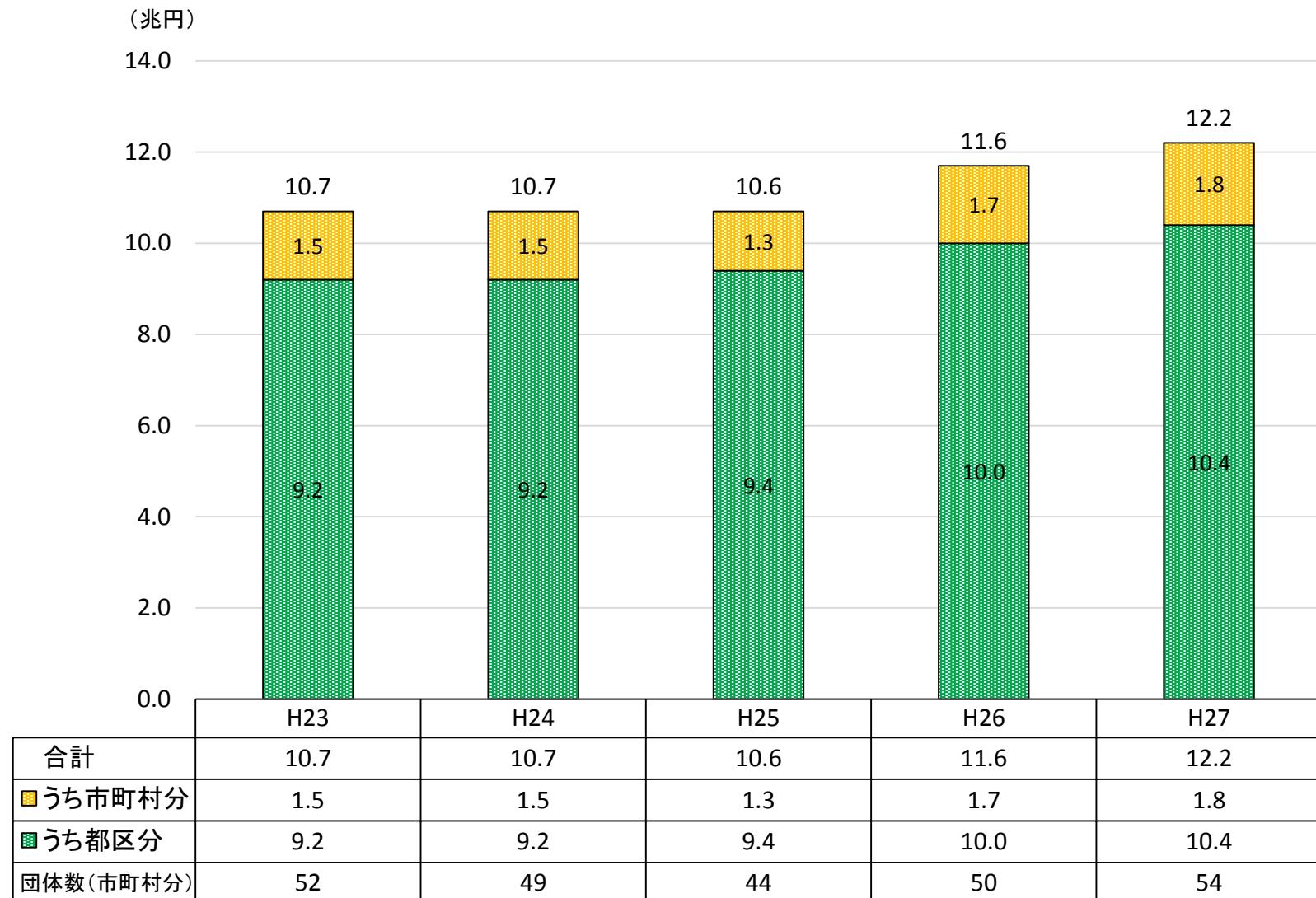
H29以降の影響額は  
現時点では見込額

(単位:億円)

業務		見直し 年数	見直し 完了後	H28	H29	H30	H31	H32	H33
<b>都道府県分</b>									
H28導入業務	◇学校用務員事務	5年	40	8	8	8	8	8	
	◇道路維持補修・清掃等	3年	285	95	95	95			
	◇庁舎管理(本庁舎清掃等)		85	28	28	28			
	◇庶務業務	1年	5	5					
H29導入業務	◇公立大学運営	5年	130		26	26	26	26	26
	◇青少年教育施設管理	3年	15		5	5	5		
<b>市町村分</b>									
H28導入業務	◇学校用務員事務	5年	245	49	49	49	49	49	
	◇庶務業務		85	17	17	17	17	17	
	◇道路維持補修・清掃等	3年	320	108	108	108			
	◇庁舎管理(本庁舎清掃等)		85	28	28	28			
	◇社会体育施設管理(体育館管理等)		20	7	7	7			
	◇情報システムの運用		290	96	96	96			
H29導入業務	◇公立大学運営	5年	35		7	7	7	7	7
<b>合計</b>			約1,640	441	約470	約470	約120	約110	約30
<b>累計減少額</b>				441	約910	約1,380	約1,500	約1,610	約1,640

※端数処理の関係で、業務ごとの計が合計・累計減少額と一致しない場合がある。

# 不交付団体の歳出決算額の推移



※ 市町村分には、一本算定は不交付団体であるが、合併の特例により交付税が交付される市町村を含んでいない。

## 不交付団体における財源超過額の推移（H23～H28）

(単位:兆円)

年度		H23	H24	H25	H26	H27	H28
財源 超過額	合 計	0.28	0.32	0.40	0.80	1.06	1.29
	うち都区分	0.20	0.25	0.33	0.71	0.94	1.14
	うち市町村分	0.08	0.07	0.07	0.10	0.12	0.14
団体数(市町村分)		52	49	44	50	54	64

(注)

- ・ 財源超過額は、各不交付団体の基準財政収入額から基準財政需要額(H23,H24は臨時財政対策債振替後)を差し引いた額の合計額。
- ・ 不交付団体については、一本算定は不交付団体であるが、合併の特例により交付税が交付される市町村を含んでいない。
- ・ いずれの年度も当初算定ベースの数値。
- ・ 端数処理の関係で合計が一致しない場合がある。